資料１

播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成14年２月15日要綱第７号

（設置）

第１条　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の８の規定に基づく播磨町高齢者福祉計画の策定及び介護保険法（平成９年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に際し、重要な事項について調査審議を行うため、播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　委員会は、委員20人以内で組織する。

２　委員は保健・医療・福祉について知識、経験を有する者などのうちから町長が委嘱する。

３　各種団体の推薦により委嘱された委員が、推薦母体での職を失したときは当委員を解職されるものとする。なお、後任の委員は、当該団体からの推薦によるものとし、委嘱の期間は前委員の残任期間とする。

４　委員は、当該計画が策定されたときに、解職されるものとする。

（会長及び副会長）

第３条　委員会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

（定足数）

第５条　委員会は、委員定数の３分の２以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第６条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、保険課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　最初に招集される委員会は、第４条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附　則（平成17年９月27日要綱第32号抄）

（施行期日）

1　この要綱は、平成17年10月１日より施行する。

附　則（平成20年７月23日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年10月21日要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年２月17日要綱第５号）

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。